

■学会動向

日本地方財政学会第4回大会

多田 憲一郎†

I. 概要

1996年6月1日と2日の両日、東京の武蔵大学において第4回の日本地方財政学会が行われた。初日のシンポジウムでは、現在、緊急の行政課題となっている「高齢化」の問題が取り上げられ、「高齢社会と地方財政」というテーマで行われた。2日目の研究報告会では、午前中に自由論題研究報告会があり、4つの分科会に分かれ、合計9本の報告がなされた。午後からの共通論題研究報告会では、「地方における課税ベースの選択」と「バブルの崩壊と地方財政」という時宜にかなった2つのテーマが設定され、2つの分科会に分かれ、それぞれ3本ずつの合計6本の報告がなされた。

参考までに、研究報告の各報告者と報告テーマの一覧を示すと、以下の通りであった。

◆自由論題(1)

1. 西山一郎「市町村の予算編成過程」
2. 山崎 正「選挙公約と予算・決算」

◆自由論題(2)

1. 林 正寿「地方公営病院の経営」
2. 諸富 徹「地方自治体における環境税」

◆自由論題(3)

1. 池上岳彦「カナダにおける連邦・州間税源配分」
2. 世利洋介「スイスの自治体を中心とした政府間財政関係」

◆自由論題(4)

1. 河野惟隆「国庫支出金・地方交付税による

地域間所得再分配」

2. 入谷貴夫「地方単独事業の拡大と地方財政の役割の変化」
3. 田平正典「補助金の最適配分と地域の厚生」

◆共通論題(1)

テーマ:「地方における課税ベースの選択」

1. 神野直彦「タックス・フィールドをめぐる塹壕戦」
2. 西野万里「地方の財源拡充と課税権」
3. 林 宣嗣「地方税と応益性」

◆共通論題(2)

テーマ:「バブルの崩壊と地方財政」

1. 大森誠司「都財政第2の危機」
2. 鹿川 隆「川崎市の現状」
3. 木村 収「大阪市財政への影響」

さて、筆者は、上記のプログラムのうちの自由論題(4)と共通論題(1)に参加した。以下では、シンポジウムと筆者の参加した分科会の報告と討論等について簡単に紹介することにした。

II. シンポジウム

シンポジウムでは、飯野靖四氏の司会で、まず、高山憲之氏の基調報告が行われた。本報告では、高齢化対策の優先順位を変更する必要性が強調された。すなわち、文字通りの高齢者対策に偏った従来のスタンスを改め、「出産・子育て対策」に政策の重点をシフトすべきだ、という主張である。高齢社会を社会における高齢

† 岡山商科大学法経学部

者の比率が高い社会と捕らえるならば高齢社会の本質は若者人口の減少にある。つまり、出生率の低下が問題の本質なのである。現在の「合計特殊出生率」は1.46であり、過去最低の数字である。出生率の低下の要因は、「出産」や「子育て」に伴うディスインセンティブが存在し、それが放置されているからであると高山氏は分析する。これまで、「出産」や「子育て」は、夫婦というミクロの単位に任せており、日本社会全体としてこの問題に対してほとんど関心が払われてこなかった。「マクロの介入」により、出産と子育てに伴うディスインセンティブをできるかぎり取り除く努力を本格的に開始する必要があるのではないだろうか。高山氏は、このような主張のもとに、地方財政に対するいくつかの論点を提示する。受益者負担原則の適用、生活圏を軸にした自治体間での財源再分配、地方自主財源の充実等である。

以上の報告に対し、4人の討論者(斉藤眞氏、沢井勝氏、都村敦子氏、御船洋氏)から活発な論点の提示があった。すなわち、地域内の育児相談機能の強化、選択的ニーズに対する支援措置、高齢化社会のコスト論などである。議論全体の印象として、高齢社会をどう見るか、その中でどのような対策が打ち出されるべきかという視点からのものが多く、高齢化社会と地方財政との関連についての議論があまりなかったように思われる。現在の高齢者対策の枠組みが、国家財政の年金や医療、地方財政の介護というような役割分担になっている中で、筆者としては、高齢社会における地方財政独自の機能と役割というものをもう少し体系的に打ち出して欲しかったように思う。

Ⅲ. 分科会

ここでは、筆者が参加した分科会の中で、紙幅の都合により、以下の2報告のみについてその概要紹介とコメントを行いたい。ここに紹介できなかった他の報告においても、筆者は今後の

研究に有益な示唆を得ることができた。すべてをお伝えできないのが残念である。

自由論題では、河野報告を取り上げたい。本報告は、国庫支出金と地方交付税の本質的性格規定に関するものであり、非常に興味深いものであった。その要旨を簡単に紹介すると、次のようになる。国庫支出金と地方交付税の2つの財源は、実質的には同質の財源と考えた方がよい。その根拠は、第1に、基準財政需要額の算出方法から規定される地方交付税の「特定財源」的性格がある。第2に、低所得地域における納付国税額の超過額分の配分という実態に規定される国庫支出金の「所得再分配」的性格である。これに対して、討論者の吉田和男氏は、制度の抱えている本質的矛盾(建前と現実)を突く報告であり、非常に新鮮な印象を受けたと評価する一方で、河野氏の描く財政調整の具体的な在り方の提示等の質問が出された。実際、吉田氏が指摘する通り、基準財政需要額の算定を低めにすれば地方交付税は補助金化するであろうし、その逆であれば、財源の裁量性は高まると言える。重要なのは、地方交付税と国庫支出金の厳密な実証分析を踏まえて、具体的に議論をしていくことである。つまり、基準財政需要額と実際の行政コストの具体的な乖離の程度、あるいは、国庫支出金の地域配分の実態分析などである。このような分析を前提にして、「地方分権」に対して具体的な提言が可能となる。なぜならば、今の「地方分権」の議論は、制度や権限などに偏り、「財源問題」についてほとんど議論されていないからだ。その点で、国税の地方税への移管を「地方分権の本質」と規定した河野報告は大いに評価されるべきものである。今後の刺激的な問題提起と受け止めたい。

共通論題では、西野報告を取り上げたい。本報告は、地方公共団体の自主財源の確保という観点から「課税権強化」を打ち出し、特に「税率」と「税目」に絞り分析したものである。まず、

「税率」については、日本の地方公共団体は地方税法において超過課税は認められているが、「制限税率」によりキャッピングがなされており、この範囲内で課税権を行使している現実を踏まえ、制限税率の撤廃と超過課税の自由化をするべきであると主張する。また、「税目」については、課税権という視点から「法定外」の重要性を述べ、特に、地方公共団体の供給する公共財の受益者は特定されやすいという特質から負担と受益のリンクが明白な目的税が望ましく、「法定外目的税」を活用することが地方税改革には重要であると指摘する。

筆者は、地方公共団体の財源充実という点では全く異論はなく、また、「法定外」の税目を拡充するという点は示唆に富む提言として大いに評価する。しかし、目的税を地方税改革の中心に据えることには、若干の異論がある。それは、

第1に、目的税は負担者以外の納税者を締め出してしまう要素もあり、地方自治という観点から問題があるのではないかという点である。第2に、目的税では、新規のニーズへの対応が困難でないかという点である。このような点については、今後、筆者自身も研究していきたいと考えている。

IV. 結び

1995年に「地方分権推進法」が制定され、現在、「地方分権」が国内行政最大の課題として実施の段階に入っている。その中で、日本地方財政学会に結集する研究者の社会的役割はますます重大となっている。今後の日本地方財政学会の一層の理論的發展を願うとともに、筆者自身も学会から学び、様々な機会に積極的に発言していきたいと考えている。